

(地方税) 事業者・設備投資の規模等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備等に係る新增設		
取得 価 額 ※	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

※ 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。